

銚子市定住促進入学奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に新たに住民登録をした千葉科学大学（以下「大学」という。）、千葉科学大学大学院（以下「大学院」という。）及び市内の高等学校（以下「高校」という。）の新入学生に対し定住促進入学奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、大学、大学院及び高校の学生の確保及び市内の若い世代の定住化を促進することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 奨励金の支給対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 奨励金の支給を受けようとする年度（以下この項において「支給年度」という。）において大学、大学院又は高校に入学した新入学生であって、支給年度の前年度の10月2日から支給年度の10月1日（第2号及び第3号において「支給基準日」という。）までの間に本市に新たに住民登録をした者であること。
- (2) 支給基準日時点で大学、大学院又は高校に在学中であること。
- (3) 支給基準日時点で本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。
- (4) 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(奨励金の支給額)

第3条 対象者に支給する奨励金の額は、20万円とする。

- 2 奨励金の支給は、対象者1人につき1回限りとする。

(支給の申請)

第4条 奨励金の支給を受けようとする者は、銚子市定住促進入学奨励金支給申請書兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に対し、次条第1項の規定により奨励金の支給の決定があったときは、前項の書類の提出をもって、奨励金に係る実績の報告があったものとみなす。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の支給の可否を決定し、銚子市定住促進入学奨励金支給決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、奨励金の支給を決定したときは、速やかに奨励金を申請者に支給

するものとする。

3 奨励金の支給をもって、奨励金の額の確定を行ったものとする。

(状況調査等)

第6条 市長は、奨励金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者及びその保護者の同意を得て、申請者の居住の実態及び第2条各号に掲げる要件について調査することができる。

2 市長は、奨励金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(支給決定の取消し及び返還請求)

第7条 市長は、奨励金の支給を受けた者（次項において「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給の決定を取り消し、既に支給した奨励金について返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があるとき、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。

(2) 奨励金の支給対象となった大学、大学院又は高校の在学中に本市から転出したとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の支給の決定を取り消したときは、銚子市定住促進入学奨励金支給決定取消通知書（別記様式第3号）により受給者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月13日から施行し、令和8年度以後に大学、大学院又は高校に入学した新入学生について適用する。

銚子市長 様

申請（請求）者 住 所 銚子市

氏 名

銚子市定住促進入学奨励金支給申請書兼請求書

銚子市定住促進入学奨励金の支給を受けたいので、銚子市定住促進入学奨励金支給要綱第4条第1項の規定により申請します。

また、奨励金の支給に関し、銚子市定住促進入学奨励金支給要綱第2条各号に掲げる要件について、市が確認を行うことに同意します。

申請（請求）額		円	
入学生	学 校 名		
	学籍番号		
	生年月日	年	月 日
	日中連絡可能な電話番号		
	メールアドレス		
	転入前住所 ※都道府県から記入		
保護者氏名 ※入学生が18才未満の場合のみ記入		続柄	

奨励金の支給決定後、支給決定額を請求します。奨励金を次の口座へ振り込んでください。

銀 行 金 庫 組 合		本店 支店	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人 ※入学生名義のもの			

様式第2号（第5条第1項関係）

年 月 日

様

銚子市長 越 川 信 一

銚子市定住促進入学奨励金支給決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった銚子市定住促進入学奨励金について、次のとおり決定したので銚子市定住促進入学奨励金支給要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 支 給 支給決定額 円

2 却 下
(理 由)

様式第3号（第7条第2項関係）

年 月 日

様

銚子市長 越 川 信 一

銚子市定住促進入学奨励金支給決定取消通知書

銚子市定住促進入学奨励金支給要綱第7条第1項の規定により、銚子市定住促進入学奨励金の支給決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

取消理由